

目的 さきに岡山藩における衣服規制の概要を跡づけられたので、今回は、鳥取藩における衣服規制についての概要を考察することとした。

方法 藩法集「鳥取藩」に収載されている諸法令のうち、「衣服」(江戸詰、年中行事等の場合のものは省く)に関する規制(寛永9年から天保14年に至るまで212年間、75回にわたり出されたもの)を取りあげ、その内容を詳細に検討する。あわせて、幕府法、岡山藩法との比較を試みる。

結果 (1) 衣服規制の法令は、享保、宝暦年間に集中的にみられるが、それは災害の発生、百姓一揆の勃発および奢侈化抑制政策等と関係があるものと思われる。

(2) 規制は四民全般にわたり、士に対するものが最も多いが、百姓・町人に対するものもかなりみられる。

(3) 規制は衣服の具体的内容に関するものが最も多いが、その他一般的指示、違反者に対する制裁、価格制限にまでおよんでいる。

(4) 規制の具体的内容についてみれば、衣服による身分秩序の維持確立を図っていることはもちろんであるが、そのさい、取りあげられている衣服材料の種類はきわめて多く、また、着服之儀として上着、下着、帯、羽織・上下のすべてにわたり規制するという幕府法および他藩法に類をみないと思われる規制法令が、藩政中期数回にわたって出されていることが注目される。